

建築物環境配慮指針

制 定 平成 18 年 3 月 1 日
一部改正 平成 28 年 3 月 9 日
一部改正 令和 4 年 4 月 1 日
一部改正 令和 7 年 4 月 1 日

1. 背景

建築物は、建物や敷地における太陽熱の蓄積などがヒートアイランド現象に大きな影響を与えており、また、設備機器のエネルギー消費などが地球温暖化の要因となっています。その他にも、建設時における資源の消費や、解体時の廃棄物の発生、開発による自然環境の減少など、様々な形で環境に影響を与えています。

一方で、建築物は、安全で豊かな生活を営むための社会資本として良好な居住環境を提供することはもとより、都市の一部として緑地やまちなみを形成するなど、それ自体が環境の構成要素としての役割も担っています。また、有効な資源として長寿命化を図る必要もあります。

このため、建築物については、地球温暖化やヒートアイランド現象をはじめとした様々な環境負荷を低減させるだけでなく、居住環境や緑地の形成など建築物自体の環境の質を向上させる取組みを含め、幅広い分野での環境配慮を総合的に推進していく必要があります。

大阪府では、建築物の環境配慮制度を定めた「大阪府温暖化の防止等に関する条例」^{※1}（平成 17 年 10 月 28 日、大阪府条例第 100 号）（以下「条例」といいます。）を制定し、平成 18 年 4 月から施行することとしました。

※1 令和 4 年 4 月 1 日より「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に改正

2. 建築物環境配慮指針の位置付け

条例第 15 条第 1 項の規定により、知事が、建築主が建築物の環境配慮を適切に実施するための指針（建築物環境配慮指針）を定めるものとしています。

建築主は、建築物の新築や増改築をしようとする場合は、建築物のエネルギーの使用の抑制への理解を深めるため、建築士^{※2}へ説明を求めるよう努めるとともに、建築物環境配慮指針に基づいて、建築物の環境配慮のための適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。

※2 建築士は、建築主に対し、建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明するよう努めなければなりません（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 6 条第 3 項）。

3. 建築物の環境配慮を行う事項

建築物の環境配慮を行う事項は以下のものです。

建築物の環境配慮を行う事項		配慮する内容
1. エネルギーの使用の抑制に関する事項	建物の熱負荷抑制	外壁の方位や室の配置計画、外壁や窓などの断熱性の向上、日射熱負荷の低減などによる建築物の熱損失の防止。
	自然エネルギーの利用	自然採光や自然換気・通気の活用や、太陽光発電システムや河川水利用ヒートポンプの採用などによる自然エネルギーの有効利用。
	設備システムの高効率化	空調や換気、照明、給湯、昇降機などの設備機器について、エネルギー効率の高いシステムを採用することなどによる省エネルギー化。
	エネルギーの効率的な運用	エネルギー消費量の計測や、エネルギー管理の体制の整備などによる、設備機器の効率的な運用。
2 資源及び資材の適正な利用に関する事項	水資源の保護	節水型機器の採用や、雨水利用・雑排水再利用システムの導入などによる水資源の保護。
	低環境負荷材の利用	リサイクル材料その他の資源循環に配慮した建築資材や、健康被害や環境影響の少ない資材の利用などによる、資源・資材の利用の適正化。
3. 敷地外の環境への負荷の低減に関する事項	大気汚染の防止	ボイラーやタービン、エンジンなど燃料の燃焼させる機器について、設備や燃料の対策などによる大気汚染の抑制。
	騒音・振動・悪臭の防止	空調施設や換気機器が発生する騒音・振動や、廃棄物の保管・集積に伴う悪臭について、対策設備や発生源の配置などによる、騒音・振動・悪臭の防止。
	風害、日照阻害の抑制	風向・風速の調査や、風害の発生予測、風害を抑制するための対策、隣地への日影についての対策などによる風害、日照阻害の抑制。
	光害の抑制	屋外照明器具や屋内照明の漏れ光や、広告物等の照明、屋間の太陽光反射の対策などによる光害の抑制。
	ヒートアイランド現象の抑制	建物の配置による風通しの確保や、太陽熱の蓄積の防止、人工排熱量の低減の取り組みなどによる敷地外への熱的負荷の低減。
	地域インフラへの負荷抑制	雨水の地面浸透対策や、汚水の高度浄化、ごみの分別回収や減容化・減量化するための施設の導入などによる地域インフラへの負荷の低減。
4. 室内環境の向上に関する事項	音環境の向上	暗騒音レベルの低減や、遮音性能、吸音率の向上などによる騒音の低減。
	温熱環境の向上	室温や湿度の適切な設定や、断熱性能の向上、室内の温度差や気流速度が少なくなるような空調制御の導入などによる快適な温熱環境の確保。
	光・視環境の向上	効果的な昼光利用や、庇やブラインドによるグレア対策、適切な照度の確保、きめ細かな照明制御などによる光・視環境の向上。
	空気質環境の向上	有害化学物質の少ない建材の利用や、適切な換気、喫煙の制御などによる室内空気汚染の低減。
	室内空間の機能性、	広さの確保や、バリアフリーへの対応、インテリア計画

	快適性の向上	などによる室内空間の機能性、快適性の向上。
5. 建築物の長期間の使用の促進に関する事項	耐久性・信頼性の確保	耐震性や免震性能の確保や、耐用年数の高い部品・部材の採用、災害時や緊急時に対応できる設備機器の計画などによる耐久性・信頼性の確保。
	用途変更や設備更新への対応性の確保	室内の空間形状や荷重のゆとり、設備の更新を考慮した建物設計などによる、用途変更や設備更新への対応性の確保。
6. 周辺地域の環境の保全に関する事項	生物環境の保全と創出への配慮	既存の地形、緑地、水辺等の保存や、生態系の保全に資する緑化の推進などによる生物環境の保全と創出。
	まちなみ・景観への配慮	周辺環境に応じた建物の高さや形状、配置の工夫や、公開空地、外構等の確保などによるまちなみ・景観への配慮
	地域性・アメニティへの配慮	建築物と地域の風土、歴史、文化との融合や、周辺住民との交流拠点の整備などによる地域社会への配慮

4. 建築物の環境配慮措置の評価

建築主は、建築物の新築や増改築をしようとする場合、その建築物における環境配慮のために講じようとする措置を評価することとします。

大阪府では、建築物の環境配慮の取組みを評価する手法（以下「大阪府建築物環境配慮評価システム」といいます。）を構築しました。これは、地球温暖化やヒートアイランド対策として、省エネルギー対策・緑化・建築物表面及び敷地の高温化抑制という３つの項目を重点的に評価する「大阪府の重点評価」と、国土交通省の支援の下に一般財団法人建築環境・省エネルギー機構（IBEC）が開発した建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）から成り立っています。

評価は、原則として、大阪府建築物環境配慮評価システムによって実施しますが、市町村が、地域の特性や施策の重要性などを踏まえ、府と協議の上、独自の評価手法を定める場合には、当該市町村内の建築物は、市町村の評価手法により評価を行うものとしします。